

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応（入所施設）

※「新型コロナウイルス感染が疑われる者」とは、社会福祉施設等の利用者等であって、息苦しさ(呼吸困難)、高熱等の強い症状のいずれかがある者、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続く者(高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状等がある者)、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者をいう。

情報共有

○症状等から感染が疑われる場合(利用者・職員等)は、主治医やかかりつけ医、協力医療機関等に相談する。なおかかりつけ医等での相談・受診ができない場合には、「発熱者等受診予約センター」※等に電話連絡し、指示を受ける。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。
 ○速やかに施設長等へ報告し、施設内で情報共有する(法人内で複数の施設、事業所に勤務している者等がいる場合は特に注意が必要)。
 ○保健所等の指示に従い、入所者等の濃厚接触者の特定に協力する。
 ○感染が疑われる者にPCR検査を受けるよう指示があった場合には、施設の感染拡大の防止のため、保健所に報告し、指示に従う。
 ○指定権者へ報告する(衛生物品等の支援の必要性を含む)。
 ○利用者家族等へ報告する。
 ※県ではかかりつけ医等による受診ができない場合に、診療可能は医療機関の予約代行を行う「発熱者等受診予約センター」(電話:ナビダイヤル(0570)048914 もしくは045-285-1015 9:00~21:00対応)を設置している。また、県が設置する「新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル」(電話:ナビダイヤル(0570)056774 24時間対応)の一部相談窓口は休日、夜間の急な相談にも対応している。

消毒・清掃等

○感染が疑われる方の居室や、利用した共有スペース、濃厚接触したと思われる他の利用者及び職員が活動するすべてのスペースをゾーニングし消毒・清掃を実施する。
【手順】
 ・手袋、ゴーグル、エプロン等を着用(使用後廃棄もしくは消毒措置を実施)し、消毒用エタノール等で清拭、又は次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し乾燥させる。
 ・保健所等の指示がある場合は、その指示に従うこと。

濃厚接触が疑われる利用者・職員の特定

【考え方】
 ○新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、保健所等の指示にしたがい当該施設において、感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者等を特定する。
 ○施設の入所者すべてが感染が疑われるため、感染者と同様の対応が必要であるが、特に濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定すること。
 ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
 ・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
 ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排せつ物等の汚染物質に直接触れた可能性が高い者
 ・手で触れることのできる距離(目安として1メートル)で、必要な感染予防策なしで、新型コロナウイルス感染が疑われる者と15分以上の接触があった者に該当する者については特段の注意を要する。

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応（入所施設）

※県では、濃厚接触者になった医療・施設従事者、介護が必要な高齢者等に対しては可能な限りの検査の実施を通知。なお、濃厚接触者に対しては、速やかに陽性者を発見する観点から全ての濃厚接触者を検査対象とし、検査を行う。

○感染が疑われる利用者については、協力医療機関や地域で身近な医療機関（主治医、かかりつけ医等）に相談、受診を行うこと。困難な場合は発熱者等受診予約センター等に電話連絡し、指示を受けること。速やかに管理者等への報告を行い、当該利用者の支給決定を行う市町村を含む。）への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。

○上記によらず、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。

○濃厚接触者については保健所と相談の上、以下の対応を行う。なお、濃厚接触者については14日間に渡り健康状態を観察することとしており、以下の対応は感染者との最終接触から14日間行うことが基本となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従うこと。

＜保健所により濃厚接触者とされた利用者の対応＞

- ・原則として個室に移動する。
- ・有症状となった場合は、速やかに別室に移動する。
- ・個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室とする。個室管理ができない場合は、濃厚接触者にマスクの着用を求めた上で、「ベッドの間隔を2m以上あける」または「ベッド間をカーテンで仕切る」等の対応を実施する。
- ・濃厚接触者が部屋を出る場合はマスクを着用し、手洗い、アルコール消毒による手指衛生を徹底する。
- ・当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- ・当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1、2時間ごとに5～10分間行うこととする。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。
- ・職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグルやフェイスシールド、使い捨て袖付きエプロン、ガウン等を着用する。
- ・基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
- ・体温計等の器具は可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ・ケアの開始時と終了時に、（液体）石けんと流水による手洗いまたは手指消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。
- ・濃厚接触者のうち有症状者については、リハビリテーション等は実施しないこと。無症状者については、リハビリテーションは実施しないこと。無症状者については、利用者は手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底し、職員は適切な感染防護を行った上で個室又はベッドサイドにおいて、実施も可能。
- ・その他、個別のケア等の実施に当たっての留意点（食事、排せつ、清潔・入浴、リネン・衣類の洗濯等）については、「『社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）』別紙の2 新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組」に則り対応すること。

＜保健所により濃厚接触者とされた職員の対応＞

- ・自宅待機を行い、保健所の指示に従うこと。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。なお、濃厚接触が疑われる段階においては、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。また、発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数の状況も踏まえ対応する。

※「新型コロナウイルス感染症の軽度者等に係る宿泊療養及び自宅療養の対象並びに自治体における対応に向けた準備について」（令和2年4月2日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）において、地域での感染拡大の状況によっては、高齢者や基礎疾患を有する者以外の方で、症状がない又は医学的に症状が軽い方には自宅での安静・療養を原則としつつ、高齢者や基礎疾患を有する者等への家庭内感染のおそれがある場合等には、入院措置を行うものとする旨が示されている。

感染が疑われる者・濃厚接触者が疑われる者への対応

その他

- ・濃厚接触者の調査の結果等により、ケアを保障するための人員不足が見込まれる場合、同一法人の介護サービス事業所からの応援も含め、速やかに職員の確保等の対応を検討するとともに、管理者は、保健所や派遣された専門家等と協力しながら、施設内・法人間の調整、行政との連絡調整、職員のメンタルケア、終息に向けた行動方針の作成等に努めること。

※詳細は厚生労働省からの通知をご参照ください

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応（通所・短期入所施設等）

※「新型コロナウイルス感染が疑われる者」とは、社会福祉施設等の利用者等であって、息苦しさ（呼吸困難）、高熱等の強い症状のいずれかがある者、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続く者（高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状等がある者）、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者をいう。

情報共有・報告

- 症状等から感染が疑われる場合（利用者・職員等）は、主治医やかかりつけ医等か協力医療機関等に相談する。なおかかりつけ医等での受診ができない場合には「発熱者等受診予約センター」※等に電話連絡し、指示を受ける。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。
 - 速やかに施設長等へ報告し、施設内で情報共有する（法人内で複数の施設、事業所に勤務している者等がいる場合は特に注意が必要）。
 - 保健所等の指示に従い、入所者等の濃厚接触者の特定に協力する。
 - 感染が疑われる者にPCR検査を受けるよう指示があった場合には、施設の感染拡大の防止のため、保健所に報告し、指示に従う。
 - 指定権者へ報告する（衛生物品等の支援の必要性を含む）。
 - 利用者家族等へ報告する。
- ※県ではかかりつけ医等による受診ができない場合に、診療可能は医療機関の予約代行を行う「発熱者等受診予約センター」（電話：ナビダイヤル(0570)048914 もしくは045-285-1015 9:00～21:00対応）を設置している。また、県が設置する「新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル」（電話：ナビダイヤル(0570)056774 24時間対応）の一部相談窓口では休日、夜間の急な相談にも対応している。

消毒・清掃等

- 感染が疑われる方の居室や、利用した共有スペース、濃厚接触したと思われる他の利用者及び職員が活動するすべてのスペースをゾーニングし消毒・清掃を実施する。
- 【手順】
- ・手袋、ゴーグル、エプロン等を着用（使用後廃棄もしくは消毒措置を実施）し、消毒用エタノール等で清拭、又は次亜塩素酸ナトリウム液で清拭後、湿式清掃し乾燥させる。
 - ・保健所等の指示がある場合は、その指示に従うこと。
 - ・手袋、ゴーグル、エプロン等を着用し、消毒用エタノール等で清拭、又は次亜塩素酸ナトリウム液（0.05%）で清拭後、湿式清掃し乾燥

濃厚接触が疑われる利用者の特定

【考え方】

- 新型コロナウイルス感染が疑われる者が発生した場合は、当該施設において保健所等の指示に従い感染が疑われる者との濃厚接触が疑われる利用者等を特定する。
- 施設の利用者すべてが感染が疑われるため、感染者と同様の対応が必要であるが、特に濃厚接触が疑われる者については、以下を参考に特定すること。
 - ・新型コロナウイルス感染が疑われる者と同室または長時間の接触があった者
 - ・適切な感染の防護無しに新型コロナウイルス感染が疑われる者を診察、看護若しくは介護していた者
 - ・新型コロナウイルス感染が疑われる者の気道分泌液若しくは体液、排せつ物等の汚染物質に直接接触した可能性が高い者
 - ・手で触れることのできる距離（目安として1メートル）で、必要な感染予防策なしで、新型コロナウイルス感染が疑われる者と15分以上の接触があった者に該当する者については特段の注意を要する。
- 特定した利用者については、居宅介護支援事業所等に報告を行うこと。

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の施設の対応（通所・短期入所施設等）

※県では、濃厚接触者になった医療・施設従事者、介護が必要な高齢者等に対しては可能な限りの検査の実施を通知。なお、濃厚接触者に対しては、速やかに陽性者を発見する観点から全ての濃厚接触者を検査対象とし、検査を行う。

○感染が疑われる利用者については、協力医療機関や身近な医療機関（主治医、かかりつけ医等）に相談、受診を行うこと。困難な場合は発熱者等受診予約センター等に電話連絡し、指示を受けること。速やかに管理者等への報告を行い、当該利用者の支給決定を行う市町村を含む。）への報告を行うこと。また、当該利用者の家族等に報告を行うこと。

○上記によらず、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。

○濃厚接触者については保健所と相談の上、以下の対応を行う。なお、濃厚接触者については14日間に渡り健康状態を観察することとしており、以下の対応は感染者との最終接触から14日間行うことが基本となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従うこと。

＜保健所により濃厚接触者とされた利用者の対応＞

- ・自宅待機を行い、保健所の指示に従う。居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。
- ・短期入所利用者においては、必要に応じ、入所施設・居住系サービスと同様の対応を行うこと。
 - 原則として個室に移動する。
 - 有症状となった場合は、速やかに別室に移動する。
 - 個室が足りない場合は、症状のない濃厚接触者を同室とする。個室管理ができない場合は、濃厚接触者にマスクの着用を求めた上で、「ベッドの間隔を2m以上あける」または「ベッド間をカーテンで仕切る」等の対応を実施する。
 - 濃厚接触者が部屋を出る場合はマスクを着用し、手洗い、アルコール消毒による手指衛生を徹底する。
 - 当該利用者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けて対応を行う。
- ・当該利用者へのケアに当たっては、部屋の換気を1, 2時間ごとに5～10分間行うこととする。また、共有スペースや他の部屋についても窓を開け、換気を実施する。
- ・職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグルやフェイスシールド、使い捨て袖付きエプロン、ガウン等を着用する。
 - ・基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
 - ・体温計等の器具は可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。
 - ・ケアの開始時と終了時に、（液体）石けんと流水による手洗いまたは手指消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。
 - ・濃厚接触者のうち有症状者については、リハビリテーション等は実施しないこと。無症状者については、リハビリテーションは実施しないこと。無症状者については、利用者は手洗い、アルコール消毒による手指消毒を徹底し、職員は適切な感染防護を行った上で個室又はベッドサイドにおいて、実施も可能。
- その他、個別のケア等の実施に当たっての留意点（食事、排せつ、清潔・入浴、リネン・衣類の洗濯等）については、『社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）』別紙の2「新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組」に則り対応すること。

＜保健所により濃厚接触者とされた職員の対応＞

○自宅待機を行い、保健所の指示に従うこと。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。なお、濃厚接触が疑われる段階においては、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。また、発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数の状況も踏まえ対応する。

感染が疑われる者・濃厚接触が疑われる者への対応

その他

・濃厚接触者の調査の結果等により、ケアを保障するための人員不足が見込まれる場合、同一法人の介護サービス事業所からの応援も含め、速やかに職員の確保等の対応を検討するとともに、管理者は、保健所や派遣された専門家等と協力しながら、施設内・法人間の調整、行政との連絡調整、職員のメンタルケア、終息に向けた行動方針の作成等に努めること。

※ 詳細は厚生労働省からの通知をご参照ください。

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の事業所の対応（訪問・居宅介護事業所等）

※「新型コロナウイルス感染が疑われる者」とは、社会福祉施設等の利用者等であって、息苦しさ(呼吸困難)、高熱等の強い症状のいずれかがある者、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状等が続く者(高齢者・基礎疾患がある者・妊婦である利用者等については発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状等がある者)、医師が総合的に判断した結果、新型コロナウイルス感染症を疑う者であって、PCR陽性等診断が確定するまでの間の者をいう。

情報共有・報告

- 症状等から感染が疑われる場合(利用者・職員等)は、主治医やかかりつけ医等か協力医療機関等に相談する。なおかかりつけ医等での受診ができない場合には、「発熱者等受診予約センター」※等に電話連絡し、指示を受ける。ただし、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。
- 速やかに管理者等へ報告し、事業所内で情報共有する(法人内で複数の施設、事業所に勤務している者等がいる場合は特に注意が必要)。
- 保健所等の指示に従い、利用者等の濃厚接触者の特定に協力する。
- 感染が疑われる者にPCR検査を受けるよう指示があった場合には、施設の感染拡大の防止のため、保健所に報告し、指示に従う。
- 指定権者へ報告する(衛生物品等の支援の必要性を含む)。
- 利用者家族等へ報告する。

※県ではかかりつけ医等による受診ができない場合に、診療可能は医療機関の予約代行を行う「発熱者等受診予約センター」(電話：ナビダイヤル(0570)048914 もしくは045-285-1015 9:00~21:00対応)を設置している。また、県が設置する「新型コロナウイルス感染症専用ダイヤル」(電話：ナビダイヤル(0570)056774 24時間対応)の一部相談窓口は休日、夜間の急な相談にも対応している。

濃厚接触が疑われる者への対応

- 感染が疑われる利用者については、主治医やかかりつけ医等か協力医療機関等に相談する。なおかかりつけ医等での受診ができない場合には「発熱者等受診予約センター」※等に電話連絡し、指示を受けること。
- 上記によらず、濃厚接触者であって感染が疑われる場合は、積極的疫学調査を実施している保健所に相談すること。
- 濃厚接触者については保健所と相談の上、以下の対応を行う。なお、濃厚接触者については14日間に渡り健康状態を観察することとしており、以下の対応は感染者との最終接触から14日間行うことが基本となるが、詳細な期間や対応については保健所の指示に従うこと。

＜保健所により濃厚接触者とされた利用者の対応＞

- ・居宅介護支援事業所等が、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する。その際、保健所とよく相談した上で、訪問介護等の必要性を再度検討すること。検討の結果、必要性が認められ、サービスを提供することとなる場合には、以下の点に留意すること。
 - 職員のうち、基礎疾患を有する者及び妊婦等は、感染した際に重篤化するおそれが高いため、勤務上の配慮を行うこと。
 - サービスの提供に当たっては、地域の保健所とよく相談した上で、その支援を受けつつ、訪問時間を可能な限り短くする等、感染防止策を徹底すること。
 - サービス提供前後における手洗い、マスクの着用、エプロンの着用、必要時の手袋の着用、咳エチケットの徹底を行うと同時に、事業所内でもマスクを着用する等、感染機会を減らすための工夫を行うこと。

- その他、個別のケア等の実施に当たっての留意点(食事、排せつ、清潔・入浴、リネン・衣類の洗濯等)については、『社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)(一部改正)』別紙の2「新型コロナウイルス感染症に感染した者等が発生した場合の取組」に則り対応すること。

＜保健所により濃厚接触者とされた職員の対応＞

- 自宅待機を行い、保健所の指示に従うこと。職場復帰時期については、発熱等の症状の有無等も踏まえ、保健所の指示に従う。なお、濃厚接触が疑われる段階においては、発熱等の症状がある場合は、自宅待機を行い、保健所の指示に従う。また、発熱等の症状がない場合は、保健所と相談の上、疑われる職員数の状況も踏まえ対応する。

新型コロナウイルス感染症が疑われる者が発生した場合の事業所の対応（訪問・居宅介護事業所等）

※県では、濃厚接触者になった医療・施設従事者、介護が必要な高齢者等に対しては可能な限りの検査の実施を通知。なお、濃厚接触者に対しては、速やかに陽性者を発見する観点から全ての濃厚接触者を検査対象とし、検査を行う。

訪問・居宅介護の必要性が認められ
サービスを提供する場合

サービス提供時の留意点

- 自身の健康管理に留意し、出勤前に各自で体温を計測して、発熱や風邪症状等がある場合は出勤しないこと。
- 濃厚接触者とその他の利用者の介護等に当たっては、可能な限り担当職員を分けての対応や、最後に訪問する等の対応を行う。
- 訪問時間を可能な限り短くできるよう工夫を行う。やむを得ず長時間の見守り等を行う場合は、可能な範囲で当該利用者との距離を保つように工夫する。
- 訪問時には、換気を徹底する。
- ケアに当たっては、職員は使い捨て手袋とサージカルマスクを着用する。咳込みなどがあり、飛沫感染のリスクが高い状況では、必要に応じてゴーグルやフェイスシールド、使い捨て袖付きエプロン、ガウン等を着用する。
- 体温計等の器具は可能な限り当該利用者専用とする。その他の利用者にも使用する場合は、消毒用エタノールで清拭を行う。
- ケアの開始時と終了時に、（液体）石けんと流水による手洗いまたは手指消毒用エタノールによる手指消毒を実施する。手指消毒の前に顔（目・鼻・口）を触らないように注意する。「1ケア1手洗い」、「ケア前後の手洗い」を基本とする。

その他

・濃厚接触者の調査の結果等により、ケアを保障するための人員不足が見込まれる場合、同一法人の介護サービス事業所からの応援も含め、速やかに職員の確保等の対応を検討するとともに、管理者は、保健所や派遣された専門家等と協力しながら、施設内・法人間の調整、行政との連絡調整、職員のメンタルケア、終息に向けた行動方針の作成等に努めること。